

事務連絡
令和2年3月31日

各都道府県教育委員会地域学校協働活動担当課
各指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
各都道府県放課後児童健全育成事業担当課 御中
各指定都市・中核市放課後児童健全育成事業担当課

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

「新・放課後子ども総合プラン」の一層の推進について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の一斉臨時休業については、文部科学省から学校における教育活動の再開等について通知したところです（令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学事務次官通知）。

文部科学省と厚生労働省では、平成30年9月14日に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による小学校に就学している児童の安全・安心な居場所の確保を推進しておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症対策の対応にあたっては、これまで以上に教育と福祉が連携し、子供たちの居場所を確保することが求められています。

については、以下の点に留意しつつ、感染防止の措置を講じた上で、地域の実情に応じた方策の推進をお願いします。

各都道府県並びに各教育委員会におかれては、貴管内各市区町村並びに各市区町村教育委員会に周知いただきますようお願いいたします。

記

○ 学校施設の一層の活用促進

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要であること。また、今般の新型コロナウイルス感染

症の感染を防止する観点等から一定のスペースを確保することが必要であること。
これらを踏まえ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に
使われていない特別教室等の積極的な活用を一層促進すること。

なお、学校施設を活用する場合であっても、学校教育の一環として位置付けられ
るものではないことから、実施主体は学校ではなく、各市区町村の教育委員会、福
祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる必要があること。

○ 様々な地域人材の参画促進

地域と学校が連携・協働して社会総掛かりで子どもの育ちを支える観点から、文
化芸術やスポーツ人材等の多様な人材の参画を促進していくこと。また、一体型の
放課後子供教室及び放課後児童クラブ又は両事業を連携して実施している場合、全
ての利用児童を対象とした多様な学習・体験活動プログラムの充実を図ること。

放課後児童クラブにおいては、教員免許状等の基礎資格を有する地域住民又は文
化芸術やスポーツ人材等を放課後児童支援員として扱うことについては、本年4月
1日より、改正された放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成
26年厚生労働省令第63号）が施行されることを踏まえ、各市区町村において適切
に対応すること（「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改
正する省令の施行について」（令和元年10月3日付け子発1003第1号厚生労働省子
ども家庭局長通知）参照）。また、教員免許状等の基礎資格を有しない地域住民又は
文化芸術やスポーツ人材等が放課後児童クラブの業務に携わる場合であっても、当
該人材は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第2項に規定
する補助員として差し支えないこと。

<本件連絡先>

【放課後児童クラブに関すること】

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課（03-5253-1111（内4966））

【放課後子供教室に関すること】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課（03-5253-4111（内3284））